

## 第1章 総論

### (1) 計画の概要・目的

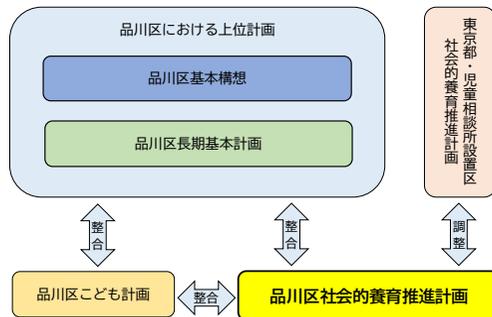
- 令和4年改正児童福祉法等を踏まえ、国は都道府県等（児童相談所設置市を含む）に「社会的養育推進計画」の策定を求めています。
- 本計画は、児童相談所を設置する自治体として、国の「都道府県社会的養育推進計画の策定要領」に基づき、区の社会的養育（※）の現状や課題を踏まえ、課題解決に向けた取組内容などを示すものです。
- 本計画を通じてすべての子どもの健やかな育ちを守り、子どもの最善の利益を追求することを目的とし、社会的養育の体制整備を行います。

※全ての子どもの胎児期から自立までを対象とし、社会全体で保護者とともに子どもの養育に対して責任を持ち、支援すること。

### (2) 計画の位置づけ

- 「品川区子ども計画」および区の上位計画である「品川区基本構想」や「品川区長期基本計画」と整合を図ります。
- 東京都や児童相談所設置区が策定した社会的養育推進計画とも調整して本計画を策定します。

≪計画関係図≫



### (3) 計画期間

- 本計画の期間は、令和8年度から令和11年度までの4年間とします。

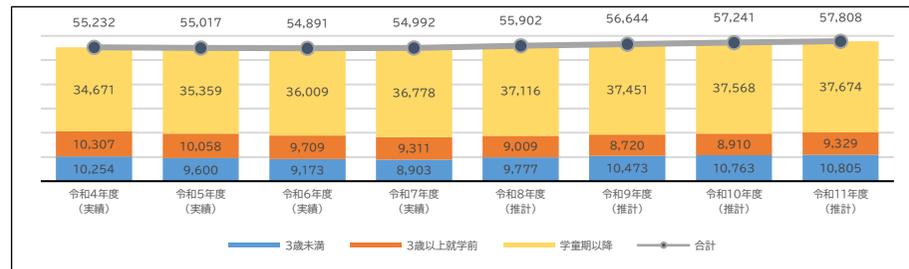
### (4) 計画の検討体制・進捗管理

- 本計画の策定にあたり、当事者である子どもへのアンケートや社会的養護の養育者（里親・児童養護施設職員）へのヒアリングを実施しました。
- また「品川区児童福祉審議会」からの意見のほか、区民意見公募手続（パブリックコメント）を通して広く区民から意見を聴取し、計画内容に反映しました。
- 計画策定後は、本計画の取組状況について、計画期間内の毎年度、進捗状況の点検と評価を行い、品川区児童福祉審議会に報告します。

## 第2章 品川区の状況

### (1) 子ども人口の推移および推計

**現状** 区における18歳未満の子ども人口は概ね5万5千人を推移していますが、令和8年度以降の推計ではゆるやかな増加が続く見込みです。



### (2) 児童相談所の運営状況（令和6年度）※令和6年10月～令和7年3月実績

**現状** 相談受件数は多い状況であり、一時保護所も定員以上の入所が続いています。

相談受件数	707件（うち虐待相談488件）	一時保護所平均入所率	126.4%
-------	------------------	------------	--------

**課題** 今後の推移を把握し、相談対応を適切に行うための人員体制を確保するとともに、必要に応じて新たな一時保護委託先の確保を進めていく必要があります。

### (3) 里親等委託率の状況（令和6年度末）

**現状** 区は家庭養育優先原則（※）に基づき里親等への委託を推進していますが、里親等委託率は合計17.9%です。年齢別にみると3歳未満の40.0%が一番高く、措置されている区の子どもの大半を占めている学童期以降は15.3%となっています。

	里親等委託率	措置数	内訳				
			養育家庭	養子縁組里親	ファミリーホーム	乳児院	児童養護施設
合計	17.9%	84人	12人	2人	1人	5人	64人
内訳	3歳未満	40.0%	-	2人	-	3人	-
	3歳以上就学前	28.6%	2人	-	-	2人	3人
	学童期以降	15.3%	72人	10人	-	1人	-

**課題** 区の里親等委託率は国目標（3歳未満および3歳以上就学前75%以上、学童期以降50%以上）を下回っているため、里親登録数を増やすとともに、さまざまな事情を抱える子どもを受託できる多様な里親を育成していく必要があります。

※子どもが家庭において健やかに養育されるよう保護者を支援することを原則としたうえで、家庭での養育が困難または適当でない場合は、養子縁組や里親等への委託など家庭と同様の養育環境での養育を優先し、それが難しい場合は、できる限り良好な家庭的環境を有する小規模かつ地域分散化された施設で養育を行う考え方。

## 第3章 品川区における具体的な取組 ～社会的養育のさらなる推進に向けて～

### 1 当事者である子どもの権利擁護の取組

本編P23～25

#### 【主な取組】

- 子どもへの「子どもの権利」等の普及啓発
- 社会的養護に関わる職員への研修実施
- 子どもの権利擁護に係る環境整備（意見表明等支援事業、児童福祉審議会への申立て）

#### 【主な評価指標と目標値】

- 社会的養護に関わる関係職員への研修等の実施回数、受講者数

	R 6年度	R 7年度	R 8年度	R 9年度	R 10年度	R 11年度
実施回数	10回	17回	18回	18回	18回	18回
受講者数	73人	89人	152人	157人	162人	167人

### 2 妊娠期から切れ目ない子ども家庭支援体制の充実

本編P26～31

#### 【主な取組】

- 子ども家庭相談に係る関係機関の連携強化
- ヤングケアラーへの支援強化
- 家庭支援事業の充実（子育て短期支援事業、養育支援訪問事業等）

### 3 一時保護改革に向けた取組

本編P32～34

#### 【主な取組】

- 一時保護の体制整備
- 一時保護における子どもの権利を守る取組の推進

### 4 代替養育を必要とする子どものパーマネンシー保障（※）に向けた取組

本編P35～38

※永続的な家族関係をベースにした、継続的・安定的な育ちの場を子どもに保障すること。

#### 【主な取組】

- 児童相談所におけるケースマネジメントの実施体制強化
- 親子関係再構築に向けた取組の拡大
- 特別養子縁組等による支援

#### 【主な評価指標と目標値】

- 親子再統合支援事業による各種支援の実施件数（実ケース数）

R 6年度	R 7年度	R 8年度	R 9年度	R 10年度	R 11年度
25件	121件	138件	138件	138件	138件

### 5 里親・ファミリーホームへの委託推進に向けた取組

本編P39～43

#### 【主な取組】

- 里親等委託のさらなる推進
- 里親制度の普及啓発と理解促進
- 里親養育の包括的な実施体制の構築

#### 【主な評価指標と目標値】

- 里親等委託率

	R 6年度	R 7年度	R 8年度	R 9年度	R 10年度	R 11年度
3歳未満	40.0%	60.0%	60.0%	80.0%	80.0%	80.0%
3歳以上就学前	28.6%	37.5%	50.0%	50.0%	62.5%	75.0%
学童期以降	15.3%	15.8%	18.2%	20.8%	23.1%	25.3%

- 里親新規登録数

R 6年度	R 7年度	R 8年度	R 9年度	R 10年度	R 11年度
0家庭	5家庭	5家庭	5家庭	5家庭	5家庭

### 6 児童養護施設等の機能強化

本編P44～47

#### 【主な取組】

- 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組の推進
- 個別的ケアが必要な子どもに対する支援の充実

### 7 社会的養護経験者等への自立支援の推進

本編P48～51

#### 【主な取組】

- 社会的養護自立支援拠点事業・児童自立生活援助事業・経済的支援の実施
- 社会的養護経験者等への支援体制の整備

### 8 児童相談所の強化等に向けた取組

本編P52～53

#### 【主な取組】

- 児童相談所職員のキャリアや経験年数に応じた効果的な人材育成
- 子ども家庭支援センターとの連携強化
- DX推進による業務効率化に伴う職員の負担軽減と子ども・家庭への支援の充実